

# 広島空港アクセス福山路線利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「広島空港アクセス福山路線利用促進業務」における受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

## 1 業務の目的

本業務は、広島空港アクセス路線において、アフターコロナを見据え、中長期的に持続可能な路線のあり方を検討する中で、コロナ禍の影響による回復が他路線と比較して低調<sup>※1</sup>な福山路線の利用促進に向けて、マスメディア・インターネットメディアを活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開することにより、福山路線の利用者の回復を後押しするものである。

※1) 別紙「参考データ①\_広島空港及び空港アクセス路線の概況等について」参照

## 2 事業予算額

5,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 業務の期間

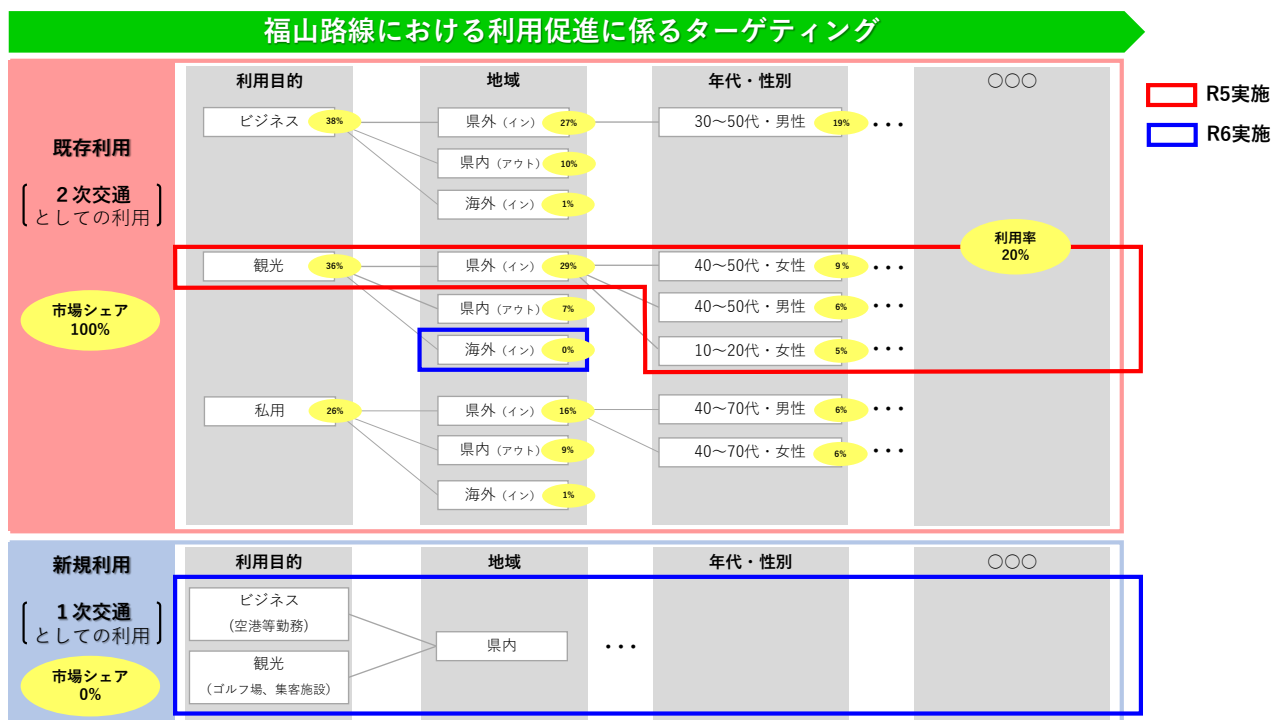
契約締結の日から令和6年3月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) ターゲティング

#### ア 基本的な考え方

令和5年度は、既存利用<sup>※2</sup>に係る市場において、下記に示すターゲット層に対し、利用者の増加を図る取組を実施する（令和6年度は、既存利用に係る市場のうち、インバウンドにおける利用者の増加、及び新規利用<sup>※3</sup>に係る市場において、利用者の獲得に資する取組を実施予定）。



別紙「参考データ②\_福山路線利用者アンケート」結果に基づく分類

※2) 広島空港を発着する航空機の利用者が、搭乗のために空港まで、もしくは降機後、空港から目的地へ移動するための移動手段として福山路線を利用すること（2次交通としての利用）

※3) 航空機利用以外の目的のために、その移動手段として福山路線を利用すること（1次交通としての利用）

**【例】**

- ・広島空港やその周辺施設に勤める従業員の通勤手段等としての利用
- ・広島空港内のレストランやショップ、及びその周辺施設（ゴルフ場、集客施設など）を利用するための移動手段としての利用

**イ ターゲット層**

**(ア) 地域**

県外（首都圏）

**(イ) 利用目的**

観光

**(ウ) 性別・年齢**

40～50代・女性、40～50代・男性、10～20代・女性

**(エ) その他**

さらに細かくセグメント化する必要があると考える場合は、任意に設定することも可能

**(2) KPI（アウトカム指標）**

本業務の実施により増加した福山路線の利用者数：900人

**(3) 取組内容**

**ア 課題の分析**

KPIの達成に向け、上記（1）イで定めたターゲット層の特性を踏まえた上で、別紙「参考データ①\_広島空港及び空港アクセス路線の概況等について」及び「参考データ②\_福山路線利用者アンケート」を参考に、福山路線における課題を分析すること。

**イ 取組の実施**

アの課題の分析結果を踏まえ、別紙「参考データ③\_福山路線の利用促進に係る取組例」を参考に、課題解決に資する効果的かつ戦略的な取組を実施すること。

なお、当該取組が地元自治体や観光団体、運行事業者等との調整を要するものである場合（例：観光施策との連携や車体のラッピングなど）は、あらかじめ関係者と調整した上で提案すること。

**ウ アウトプット指標**

イの取組の効果を検証するため、取組内容に応じた任意のアウトプット指標を設定するとともに、KPI達成に向けた具体的な目論見を立てること。

また、設定したアウトプット指標に対し、適宜、取組の効果を検証・評価するとともに、当初

の目論見から変調をきたしている場合は、取組内容の改善を図るなど、K P I の達成に向けて、P D C A サイクルの徹底による質の高い業務マネジメントに不断に取り組むこと。

## 5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ〔提出期限：令和6年3月31日〕

## 6 契約に関する条件等

### （1）再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

### （2）業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### （3）個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号。）を遵守しなければならない。

### （4）成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

### （5）貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

## 7 留意事項

（1）受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

（2）協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。

## 8 参考

- (1) 福山路線（時刻表、乗降場所など）について

運行事業者HP：<https://www.chugokubus.jp/highwaybus/hb05#section2>

空港運営会社HP：<https://www.hij.airport.jp/access/timetable/3.html>

- (2) 広島空港及び空港アクセス路線の概況等について

別紙「参考データ①\_広島空港及び空港アクセス路線の概況等について」

- (3) 福山路線利用者アンケート

別紙「参考データ②\_福山路線利用者アンケート」

- (4) 福山路線における利用促進に係る取組例

別紙「参考データ③\_福山路線の利用促進に係る取組例」